

教育長	次 長	課 長	係



20高教政第1177号
平成20年12月22日

7/5

各市町村（学校組合）教育長 様

4-1-1

高 知 県 教 育 長

「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」及び「公立学校非常勤教職員取扱要綱」
の一部改正について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号。以下「規則」という。）の一部が改正されたことに伴い、「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」及び「公立学校非常勤教職員取扱要綱」における特別休暇の取扱いを下記のとおり改正し、平成21年5月21日から施行することになりました。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いします。

記

1 改正内容（詳細は別添新旧対照表のとおり）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）が平成21年5月21日から施行されることに伴い、臨時的任用教職員及び非常勤教職員が裁判員として刑事裁判に参加する場合等に特別休暇が取得できるよう、現在の「証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」の休暇を「裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」の休暇に改めるもの。

2 施行期日

平成21年5月21日

3 留意事項

- （1）当該休暇は、裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員にも適用される。
- （2）当該休暇の取得に際しては証明書類の提出は不要とするが、所属長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- （3）裁判員等に支給される日当については、地方公務員法第38条第1項に定める「報酬」には当たらないことから、受領して差し支えない。（営利企業等の従事制限の許可を受ける必要はない。）

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱（抜粋） 新旧対照表

新	旧																																												
第1～第7 略	第1～第7 略																																												
第8 服務	第8 服務																																												
1～4 略	1～4 略																																												
5 臨時的任用教職員の休暇は、次のとおりとする。	5 臨時的任用教職員の休暇は、次のとおりとする。																																												
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略																																												
(3) 特別休暇	(3) 特別休暇																																												
ア 略	ア 略																																												
イ その他の特別休暇	イ その他の特別休暇																																												
次表に定めるところによる。	次表に定めるところによる。																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原 因</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭</td><td>その都度必要と認める時間</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	原 因	承認を与える期間	略	略	略	略	略	略	略	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原 因</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭</td><td>その都度必要と認める時間</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	原 因	承認を与える期間	略	略	略	略	略	略	略	略	証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
原 因	承認を与える期間																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
原 因	承認を与える期間																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
略	略																																												
(注) 本表に掲げるもののほか、労働基準法(昭和23年法律第49号)その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。	(注) 本表に掲げるもののほか、労働基準法(昭和23年法律第49号)その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。																																												
6 略	6 略																																												
第9～第11 略	第9～第11 略																																												
第12 施行日等	第12 施行日等																																												
1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。	1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。																																												
2～3 略	2～3 略																																												
(附 則)	(附 則)																																												
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。	この要綱は、平成17年4月1日から施行する。																																												
(附 則)	(附 則)																																												
(施行期日)	(施行期日)																																												
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。	この要綱は、平成20年4月1日から施行する。																																												
(経過措置)	(経過措置)																																												
この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお従前の例による。	この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお従前の例による。																																												
(附 則)	(附 則)																																												
(施行期日)	(施行期日)																																												
この要綱は、平成21年5月21日から施行する。																																													

公立学校非常勤教職員取扱要綱（抜粋） 新旧対照表

新	旧																																				
第1～第5 略 第6 休暇 1 略 2 特別休暇 非常勤教職員の特別休暇については、次表に定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <th>原 因</th><th>承認を与える期間</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭</td><td>その都度必要と認める時間</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> (注) 本表に掲げるもののほか、労働基準法(昭和23年法律第49号)に定めのある休暇については、労働基準法の定めるところによる。 3 略 第7～第10 略 第11 施行日等 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 2～3 略 (附 則) この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 (附 則) (施行期日) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 (経過措置) この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお、従前の例による。 (附 則) (施行期日) この要綱は、平成21年5月21日から施行する。	原 因	承認を与える期間	略	略	略	略	略	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間	略	略	略	略	略	略	略	略	第1～第5 略 第6 休暇 1 略 2 特別休暇 非常勤教職員の特別休暇については、次表に定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <th>原 因</th><th>承認を与える期間</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭</td><td>その都度必要と認める時間</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> (注) 本表に掲げるもののほか、労働基準法(昭和23年法律第49号)に定めのある休暇については、労働基準法の定めるところによる。 3 略 第7～第10 略 第11 施行日等 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 2～3 略 (附 則) この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 (附 則) (施行期日) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 (経過措置) この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお、従前の例による。	原 因	承認を与える期間	略	略	略	略	略	略	証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間	略	略	略	略	略	略	略	略
原 因	承認を与える期間																																				
略	略																																				
略	略																																				
略	略																																				
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間																																				
略	略																																				
略	略																																				
略	略																																				
略	略																																				
原 因	承認を与える期間																																				
略	略																																				
略	略																																				
略	略																																				
証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間																																				
略	略																																				
略	略																																				
略	略																																				
略	略																																				